

テキサス州データプライバシー及び安全法（TDPSA）の概要

- 2023年6月成立、2024年7月施行

1. 適用対象者

- (i) テキサス州で事業を行い、又はテキサス州の居住者によって消費される製品若しくはサービスを生み出す（produce）者であり、(ii) 個人データを処理し、または販売に従事し、かつ、(iii) 米国中小企業庁が定義する中小企業でない者（§ 541.002. (a)）
※「消費者」とは「テキサス州の居住者（resident）で、個人または家庭内でのみ行動する個人」をいう。営利目的または雇用目的で行動する個人を含まない。（§ 541.001. (7)）
- 「テキサス州で事業を行い、又はテキサス州の居住者によって消費される製品若しくはサービスを生み出す（produce）者」に該当し、その他の要件を満たす州外の企業にも適用される。

2. 個人データの定義

- 「個人データ」とは、識別された、又は識別可能な個人に紐づけられている、又は合理的に紐づけ可能な情報（機微データを含む）をいう。「個人データ」には、管理者または処理者が、識別された個人または識別可能な個人とデータを合理的に紐づけられる追加情報と共にデータを使用する場合の仮名データも含まれる。（§ 541.001. (19)）
 - ◇ 「仮名データ」とは、追加情報を使用しなければ特定の個人に帰属させることができない情報を意味する。ただし、追加情報は別個に保管され、個人データが識別された個人または識別可能な個人に帰属しないことを保証するための適切な技術的および組織的措置が講じられていることを条件とする。（§ 541.001. (26)）
- 「機微データ」（sensitive data）の定義あり（§ 541.001. (29)）。
 - ① 人種・民族的出身、宗教的信条、心身の健康診断、性生活に関する情報、性的指向、市民権・移民権の状況を明らかにする個人データ
 - ② 特定の自然人を一意に識別することを目的で処理される遺伝子データ又はバイオメトリックデータ
 - ③ 本人が子どもであることを知りながら収集された個人データ
 - ④ 正確な位置情報データ

3. 事業者の義務

- ① 消費者への情報提供義務
 - ◇ 合理的にアクセス可能で、明確なプライバシー通知によって、(i) 処理する個人データの類型（該当する場合機微データの類型を含む）、(ii) 処理目的、(iii) 消費者の権利行使の方法（消費者のリクエストに対する管理者の措置への異議申立方法を含む）、(iv) 第三者と個人データを共有する場合の当該個人データの類型、(v) 第三者と個人データを共有する場合の当該第三者の類型、(vi) 消費者の権利行使に関するリクエストの提出方法を提供する義務（§ 541.102. (a)）
 - ◇ 機微データの販売を行う場合に、“NOTICE: We may sell your sensitive personal data.”との通知文を上記プライバシー通知と同じ場所に同じ方法で掲示する義務（§ 541.102. (b)）
 - ◇ 生体認証データの販売を行う場合に、“NOTICE: We may sell your biometric personal data.”との通知文を上記プライバシー通知と同じ場所に同じ方法で掲示する義務（§ 541.102. (c)）
 - ◇ 管理者が個人データを第三者に販売する場合、又はターゲット広告のために個人データを処理する場合、当該処理及びオプトアウトの方法を明確かつ目立つように開示する義務（§ 541.103.）
- ② 個人データの収集を、消費者に開示された処理目的との関係で、適切で、関連性があり、かつ合理

的に必要な限度で行う義務（§ 541.101. (a) (1)）

- ③ 消費者の同意なく、開示された処理目的に合理的に必要なでない又は両立しない目的で個人データを処理しない義務（§ 541.101. (b) (1)）
- ④ 処理者に処理を委託する場合に一定の条項を含むデータ処理契約を締結する義務（§ 541.104. (b)）
- ⑤ 合理的な安全管理措置を講じる義務（§ 541.101. (a) (2)）
- ⑥ 消費者の同意を得ることなく「機微データ」(sensitive data) を処理しない義務（児童の機微データの場合には、COPPAに従って処理する義務）（§ 541.101. (b) (4)）
- ⑦ 消費者に権利行使の機会を保証し、これに対応する義務（§ 541.052.、§ 541.053.、§ 541.055.）
- ⑧ 差別の禁止
 - ◇ 消費者の権利行使を理由に、商品又はサービスの拒否、商品又はサービスに対する異なる価格・料金の請求、商品又はサービスの異なる品質レベルの提供を含む差別をしない義務（§ 541.101. (b) (3)）
 - ◇ 消費者に対する違法な差別を禁止する州法及び連邦法に違反して個人データを処理しない義務（§ 541.101. (b) (2)）
- ⑨ 自身のデータ処理活動（ターゲット広告を目的としたデータ処理、個人データの販売等）についてデータ保護アセスメントを実施し文書化する義務（§ 541.105.）

4. 本人の権利（§ 541.051. (b)）

- ① 処理される個人データについてのアクセス権
 - ② 不正確な個人データの訂正請求権
 - ③ 削除請求権
 - ④ 自身の個人データのコピーを携帯可能なフォーマットで取得する権利（いわゆるデータポータビリティ権）
 - ⑤ (i) ターゲット広告、(ii) 個人データの販売、(iii) 消費者に関する法的又は類似の重大な影響をもたらす決定を促進するためのプロファイリングを目的とした個人データの処理からオプトアウトする権利
- 上記権利を放棄又は制限しようとする契約条項は、公序良俗に反するとみなされ、無効かつ執行不能となる（§ 541.054.）。

5. 違反に対する責任

- ① 司法長官（Attorney General）からの提訴（§ 541.155. (b)）
 - ◇ 本法違反に対して、執行者である司法長官が、州の名において、以下を求める民事訴訟を提起することができる。
 - (i) 違反1件当たり最高7500ドルの民事罰
 - (ii) 差止命令
- ① 消費者の私的訴権は定められていない（§ 541.156.）